

本宮市指定給水装置工事事業者に関する指定申請及び各種届出について

指定申請

新しく指定を受けるとき、または指定の更新をするとき

【提出書類】 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)

【添付書類】 下記のとおり

添付書類	新規	更新	備考
機械器具調書	○	○	別表 ・所有している機械器具全てを記入
誓約書	○	○	様式第2
登記簿謄本	○	○	・法人の場合のみ ・発行から3ヶ月以内のもの
住民票	○	○	・個人の場合のみ ・発行から3ヶ月以内のもの ・外国人の場合は外国人登録済証明書
定款の写し	○	○	・直近のもので、原本の写しであることの証明が付いたもの
写真	○	-	・事務所の外観と室内及び機械器具を写したもの
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	○	○	様式第3
給水装置工事主任技術者免状の写し	○	○	・給水装置工事主任技術者証の写しでも可
業務内容報告書	○	○	様式第1号
指定更新時確認事項	-	○	様式第2号
指定給水装置工事事業者証	-	○	更新手続き完了後に返納

【手数料】 新規・更新ともに 10,000 円

指定事項の変更

名称及び所在地等の指定事項に変更があったとき

【提出書類】 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)

【添付書類】 下記のとおり

変更事項 添付書類	氏名又は 名称	住所	代表者	役員	備考
誓約書	-	-	○	○	様式第2
登記簿謄本	○	○	○	○	・法人の場合のみ ・発行から3ヶ月以内のもの
住民票	○	○	-	-	・個人の場合のみ ・発行から3ヶ月以内のもの
定款の写し	○	○	○	-	・直近のもので、原本の写しであることの証明が付いたもの

主任技術者の選任・解任

給水工事主任技術者を新たに選任・解任するとき

【提出書類】 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)

【添付書類】 給水装置工事主任技術者免状もしくは給水装置工事主任技術者証の写し

※解任時は不要

事業の廃止・休止・再開

廃業や一時的な事業休止または事業を再開するとき

【提出書類】 指定給水装置工事業者廃止・休止・再開届出書(様式 11)

【添付書類】 指定給水装置工事業者証 ※廃止・休止時

書類の提出及び問い合わせ先
本宮市 建設部 上下水道課 業務係
〒969-1192 本宮市本宮字万世212番地
TEL 0243-24-5411
FAX 0243-63-1131

